

7 水漁第1284号
7 輸国第3304号
令和7年11月28日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出拡大協議会

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

水 産 庁 長 官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から輸出される農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙の取扱要綱に基づき取り扱われているところです。

今般、大韓民国向けに輸出される水産製品について、漁獲証明書の発行手続を定めることとしたことから、手続規程の別紙 KR-S3 「大韓民国向け輸出水産製品の漁獲証明書の取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表1及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。